公益財団法人備前市文化芸術振興財団　個人情報保護規程

（目的）

第1条　この規程は、公益財団法人備前市文化芸術振興財団（以下「この法人」という。）における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、この法人の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利と利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条　本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）個人情報　この法人の管理する施設使用等に関する個人の情報であって、当該情報に含まれる氏名、年齢及び住所等により、特定の個人を識別することができるものをいう。

（2）従業者　この法人の評議員、役員、職員、会計年度任用職員、嘱託職員、パート及びアルバイトをいう。

（適用範囲）

第3条　この規程は、この法人の従業者に適用する。また、退職後においても在任又は在籍中に取得又はアクセスした個人情報等については、この規程に従うものとする。

2　前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報保護責任者）

第4条　個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護責任者を置くものとし、個人情報を保有する部署の所属長をもって充てる。

2　個人情報保護責任者は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報について安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

（利用目的の特定）

第5条　個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定するものとする。

（利用目的の制限）

第6条　あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは適用しない。

（1）法令に基づくとき

（2）人の生命身体又は財産保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難なとき
（3）この法人が、国の機関又は地方公共団体の委託を受け、法令の定める事務を遂行することに協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務に支障を及ぼすおそれがあるとき

（利用目的の公表）
第7条　この法人が取り扱うすべての個人情報の利用目的は、次のとおりとする。
（1）会員に関するもの
イ　会員名簿の作成及び有事の際に連絡を行うため
ロ　会費徴収を行うため
（2）この法人が実施する事業の参加に関するもの
参加者の確認及び事業に係る連絡を行うため
（3）施設使用の申請に関するもの
申込み責任者の確認及び使用施設等の使用目的を確認するため
（4）受付時に関するもの
使用当日の受付により、来場の確認及び使用責任者を確認するため

（適正な取得）
第8条　個人情報は、偽りその他不正の手段により取得してはならない。

（本人から個人情報を取得する場合の処置）
第9条　本人から直接個人情報を取得する場合には、本人に対して、次の事項を書面又はこれに代わる方法により通知し、本人の同意を得るものとする。
（1）収集の目的
（2）個人情報の提供が予定される場合にはその旨
（3）個人情報を与えることは本人の任意であること及び当該情報を与えなかった場合に本人に生じる結果
（4）個人情報の開示を求める権利及び開示の結果当該情報が間違っている場合は訂正又は削除を要求する権利の存在並びに当該権利を行使するための具体的方法

（間接的に個人情報を取得する場合の処置）
第10条　本人以外から間接的に個人情報を取得する場合には、本人に対して前条各号に掲げる事項を書面又はこれらに代わる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。
（1）個人情報の取扱いを委託される場合

（2）本人の同意を得ているものから取得する場合
（3）本人の保護に値する利益を侵害するおそれのない場合

（安全管理）
第11条　個人情報管理責任者は、個人情報の漏えい、紛失、改ざんの防止並びにその他データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

（教育）
第12条　個人情報保護責任者は、従業者に対して、個人情報保護の重要性を理解させ、適切な運用が行われるよう、教育を行うものとする。

（委託先の監督）
第13条　業務を委託する場合、個人情報保護責任者は委託業務に関わる個人情報の取扱いについて、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。

（利用の原則）
第14条　個人情報は、法令に特に定めのある場合のほか、利用目的の達成に必要な範囲内で、業務の遂行に必要な限りにおいて利用するものとする。

（目的外利用）
第15条　個人情報を取得した際に定めた利用目的を超えて、個人情報を利用しようとするときは、本人に対して書面又はこれに代わる方法で通知し、本人の同意を得るものとする。

（伝達の原則）
第16条　個人情報の移送及び送信は、その過程で個人情報の漏えい等が発生しないように、必要かつ適正な方法で慎重に行うものとする。

（提供の制限）
第17条　個人情報を第三者に提供するには、あらかじめ本人の同意を得るものとする。ただし、第6条第 2 項各号に該当する場合には、同意を要しない。

（個人情報の抹消及び廃棄）
第18条　個人情報は適正に廃棄及び抹消する。

（通報及び調査義務等）
第19条　従業者は、個人情報等が外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれが

あると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。
2　個人情報管理責任者は、個人情報等の外部への漏洩について通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

（報告及び対策）
第20条　個人情報管理責任者は、前条に基づく調査の結果、個人情報が外部に漏洩していることを確認し、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合には、直ちに次の各号に掲げる事項について、影響を受ける可能性のある本人及びこの法人の理事長並びに関係機関に報告しなければならない。
ア　漏洩した個人情報の範囲
イ　漏洩先
ウ　漏洩した日時
エ　その他調査で判明した内容
2　個人情報管理責任者は、理事長及び関係機関とも相談のうえ、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

（関係者による見直し）
第21条　個人情報保護責任者は、関係者と協議し、個人情報が適正に管理されているか、確認及び見直しをする。

（その他）
第22条　この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び備前市個人情報保護条例（平成 17 年備前市条例第 14 号）の規定に準拠し、必要な措置を講ずるものとする。

附則　この規程は、令和6年2月26日から施行する。
附則　改正規程は、令和8年4月1日から施行する。